

<パートナーシップ制度導入自治体における要綱の内容の詳細比較>

◎導入自治体数は、103件(令和3年4月現在)

本資料で取り上げる事例(4市)

導入自治体	施行日	人口	パートナー登録件数※2
札幌市	平成29年6月1日	1,960,829人	121組
明石市※1	令和3年1月8日	304,189人	13組
大阪市	平成30年7月9日	2,740,458人	288組
浦安市	令和3年5月1日	169,860人	-

※1 明石市では、パートナーシップ制度とともに、ファミリーシップ制度も整備している。

【ファミリーシップ制度】

パートナー2者のほかに家族として暮らしている子どもがいる場合、その子どもを含む家族としての関係を証明する制度

※2 パートナー登録件数は令和3年3月31日時点

引用元:(c)渋谷区・認定NPO法人 虹色ダイバーシティ 2021

○制度の設立趣旨について

人権の尊重

- ・個性や多様性、価値観の認め合い（札幌市、浦安市）
- ・自分を大切に、自分らしく生き、互いを認め合う（明石市）
- ・人権の尊重（大阪市、浦安市）
- ・自己実現を目指して生きがいのある人生を創造することができる自由(大阪市)

誰もが生きがいがあり、生きやすい社会の実現

- ・誰もが生きがいと誇りを持つことができるまちの実現（札幌市）
- ・平等で公正な誰もが生きやすい社会の実現（大阪市）
- ・誰もが地域の中で生き生きと暮らし共に支え合う社会の形成（浦安市）
- ・「ありのままがあたりまえのまち」の実現（明石市）

○宣誓対象者の要件について

※「双方」、「一方」、「両当事者」、「当事者」は宣誓者を指し示すものである。

自治体名	対象	居住実態	留意事項
札幌市	双方が 20歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・双方が市内に住所を有している ・一方が市内に住所を有し、かつ他の一方が市内転入を予定している ・双方が市内転入を予定している 上記のうちいずれかに該当すること	<ul style="list-style-type: none"> ・双方に配偶者がいないこと ・宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にないこと
明石市	成年に達していること	届出をしようとする者のいずれか一方が市内に住所を有し、または市内への転入を予定していること	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者がいないこと ・相手方以外の者とパートナーシップ等を形成していないこと ・届出をしようとする者同士が近親者でないこと（養子縁組は除く）
大阪市	両当事者が共に成年に達していること	当事者の少なくともいずれか一方が市内に住所を有する。または、市内転入を予定していること	<ul style="list-style-type: none"> ・両当事者がともに現に婚姻をしておらず、かつ、現に当該パートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと ・当事者同士が婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと
浦安市	成年に達していること	<ul style="list-style-type: none"> ・双方が市内に住所を有している ・一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に市内転入予定 ・双方が3か月以内に市内転入予定 上記のうちいずれかに該当すること	<ul style="list-style-type: none"> ・双方に配偶者がいないこと ・双方に他の一方以外の者とのパートナーシップ関係がないこと ・双方が近親者でないこと（直系血族又は傍系血族若しくは直系姻族を除く） ・虚偽や不正による申請及び受領証を不正使用し、取消しを受けたことがないこと

○宣誓方法について

<各市共通事項>

パートナーシップの宣誓書に自ら記入・添付し、市長に提出する。

自治体名	添付書類	その他規定
札幌市	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票 ・独身を証明する書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・宣誓をしようとする両者は、揃って市職員の面前において宣誓書に自ら記入し、市長に提出する ・宣誓する日時等について事前に市と調整する ・市民文化局男女共同参画室において受領する ・当事者が宣誓書に自ら記入することができないときは、両者の立会いの下で他者に代書させることができる
明石市	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し等 現住所を証する書類（市内転入予定者は、その事実を確認できる書類） ・個人番号や運転免許証等のように顔写真が貼付されている書類 ・戸籍抄本等 配偶者がいないことを証する書類 ・その他市長が必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書は、当事者双方が署名したものでなければならない。ただし、届出者の署名が困難であると市長が認める場合は、この限りでない
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票若しくは住民票記載事項証明書、又は戸籍の附表の写し ・現に婚姻をしていないことを証明する書類 ・両当事者双方が市内に住所を有していないときは、少なくともいずれか一方が市内転入予定を疎明するに足りる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者が自書以外の方法により宣誓するときは、市職員及び両当事者の立会いの下で、他者に代書その他の方法により記入させることができる
浦安市	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・戸籍の全部事項証明書または謄本 ・当事者双方または一方が外国籍であるときは婚姻要件具備証明書若しくは独身証明書またはこれに相当する書類 	

○本人確認について

- ・個人番号カード
- ・旅券
- ・運転免許証
- ・その他、官公署が発行した免許証 等本人の顔写真が貼付されたもの
- ・市長が提示することを認めた書類(浦安市、大阪市の要綱に規定あり)

※明石市については、宣誓書の添付書類として各種書類が挙げられているが、別途本人確認についての規定はない。

○受領証の交付及び再交付について

1. 交付

<各市共通>

パートナーシップ宣誓書受領証

※明石市については、パートナーシップ・ファミリーシップ制度届受理証明書

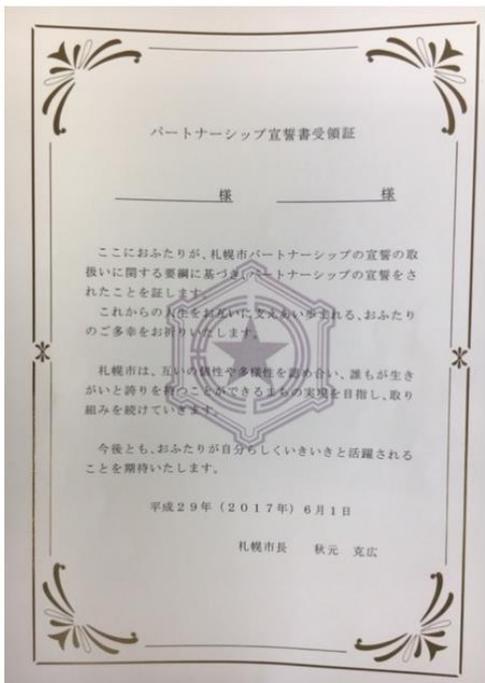
自治体名	受領証以外の交付書類 等
札幌市	・ 宣誓書の写し
明石市	【届出者のいずれもが市内に住所を有していない場合】 ・ 受理証明書に代えて、転入予定者受付票 →いずれかが転入した場合、住民票の写し等を提出 →受付票と引き換えに受理証明書交付
大阪市	・ 双方に受領印を押印した宣誓書の副本を交付 【希望者に限り】 ・ 宣誓書の副本を1通とすることができる ・ 宣誓書の副本に代えて、受領印を押印した宣誓書の正本の写しを交付することができる
浦安市	【転入予定者に対して】 ・ 浦安市パートナーシップ宣誓書受付票 →住民票の写しの提出 →受領証交付

2. 再交付

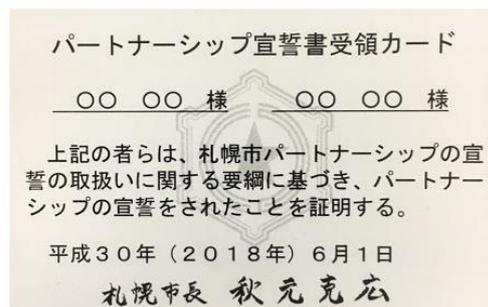
再交付申請書の提出が必要となる。

自治体名	再交付対象
札幌市	紛失、毀損 等 ※宣誓書を保存している場合に限る
明石市	・紛失、毀損、汚損 ・氏名変更 ・新たに当該交付者の子との関係性の記載を希望するとき (ファミリーシップ制度関連) ・その他特別の事情があると市長が認めたとき
大阪市	紛失、毀損 等
浦安市	・紛失 ・毀損、汚損 ・氏名変更、通称の使用開始若しくは変更があったとき ・特別の事情があるとき ・その他、特別の事情があるとき ※宣誓書を保存している場合に限る

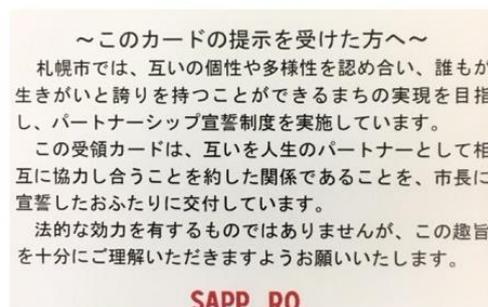
<受領証イメージ図:札幌市>



パートナーシップ宣誓書受領証



パートナーシップ宣誓書受領証カード



パートナーシップ宣誓書受領証カード

○受領証の返還について

自治体名	返還対象	提出書類
札幌市	1. 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき 2. 一方が死亡したとき 3. 一方又は双方が市外に転出したとき	・受領証返還届 ・受領書
明石市	1. パートナーシップ等が解消されたとき 2. 双方が市外へ転出したとき 3. 配偶者がいないこと及び相手方以外の者とパートナーシップ等を形成していないことに該当しなくなったとき	・受理証明書返還届 ・受領書 ※希望者には「受理事実証明書」を交付する
大阪市	1. 当事者の意思によりパートナーシップ関係が解消されたとき 2. 当事者の一方が死亡したとき 3. 両当事者がともに市内に住所を有しなくなったとき又は当事者の少なくともいずれか一方が、婚姻をしておらず、かつ、相手方以外の者とパートナーシップ関係にないことに該当しなくなったとき 4. 宣誓書を提出した時点において両当事者が第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき(2ページ参照)	・受領証返還届 ・受領書
浦安市	1. 宣誓者の一方又は双方が市外に転出したとき 2. 宣誓者の一方が死亡したとき 3. パートナーシップが解消されたとき 4. 第3条各号に規定する要件に該当しなくなったとき(2ページ参照)	・受領証返還届 ・受領書

○通称名の使用について

今回の事例のうち4市すべてにおいて、通称名を使用できるとしている。

○宣誓書の保存について

自治体名	保存期間等
札幌市	・10年間保存 ・受領証の返還を受けた場合、当該宣誓者からの廃棄希望があった場合は廃棄する
明石市	30年間保存
大阪市	規定なし
浦安市	・長期保存 ・宣誓者のうち一方または双方が転入予定者の場合で期日までに受付票及び住民票を提出しなかった場合、受領証返還届を受けた場合は廃棄する

◎その他の規定

○市の施策推進に係る規定

【明石市】

市長は、この要綱の趣旨にのっとり、すべての市民が、SOGIEにかかわらず、安心して、ありのままに暮らすことができるまちの実現を目指した施策を行わなければならない。(第12条)

※SOGIE

性的指向(恋愛感情又は性的欲求の対象となる性別について指向)、性自認(自己の性別についての認識)及び性表現(服装や髪形等自己の性別についての表現)の総称。

【大阪市】

本市は、施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップ関係にある当事者に十分に配慮するものとする。(第10条)

○届出内容の変更に係る規定

【明石市】

交付者は、届出の内容に変更があったときは、速やかに、パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出事項変更届を市長に提出するものとする。この場合において、住所に変更があったときは、住民票の写し等を添えるものとする。(第8条)

【浦安市】

宣誓者は、宣誓書の記載事項に変更があった場合は、浦安市パートナーシップ宣誓書記載事項変更届に、その事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。(第9条)

○受理証明書への子に関する記載について

【明石市】

双方又は一方の者と共に暮らす未成年のこどもがいて、新たに当該交付者の子との関係性の記載を希望する場合。

→子に関する届出書、子の年齢及び同居の事実が確認できる書類を提出

○個人情報の取扱いについて

【明石市】

市長は、届出者から提出された個人情報については、明石市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱わなければならない。(第11条)

○市民及び事業者への周知

【明石市】

市長は、市民及び事業者が受理証明書の交付の趣旨を理解し、すべての市民が、SOGIEにかかわらず、その社会活動の中で最大限に尊重され、公平かつ適切な対応が行われるよう制度の周知に努めるとともに、アウトティング(本人のSOGIEを、本人の同意なく第三者に漏らすことをいう。)に関する理解の啓発に努めなければならない。(第13条)

○事務所管及び事前調整

【大阪市】

- ・事務所管・・・大阪市人権啓発・相談センター
- ・当事者は、あらかじめ宣誓する日時等について市と調整する

○受領証明の取消し等

【浦安市】

市長は、宣誓者が虚偽その他の不正な方法により受領証の交付を受けた場合又は受領証を不正に使用した場合は、宣誓書の受領の証明を取り消すことができる。(第11条)

◎パートナーシップ宣誓により利用できる制度やサービス等

<行政制度等の例>

- 同性同士であっても市営住宅の利用が可能(札幌市、明石市、大阪市、浦安市)
- 犯罪被害者等遺族支援金等の支給対象として認められる。(札幌市、明石市)
※札幌市は、犯罪被害者等支援制度という名称である。
- 災害時見舞金や墓地公園利用の申請ができる。(浦安市)
- 新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度を利用できる。(大阪市)

<民間サービス等の例>

- 携帯電話の家族割サービスが適応となる。
- 生命保険の受取人として同性パートナーを指名できる。
- 飛行機のマイルを共有できる。
- 自治体が2人の関係性を認証することで、賃貸住宅で同居しやすくなる。
- 医療機関において、手術等の同意書の記入や、付き添いの介護を行うことができる。
- 従業員の配偶者に適用される福利厚生が、同性パートナーの場合でも適用となる。
- 住宅ローン利用時に同性パートナーを連帯責務契約や担保提供の対象者にすることができる。 等

◎その他

○パートナーのいる LGBT 等性的少数者の職員にかかる休暇制度について(大阪市)

➤ 対象

性別が同一である者と、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係にある職員。ただし、両者が未婚であり、かつ、同居をしている場合に限る。

➤ 取得できる休暇制度

結婚休暇、忌引休暇、配偶者分べん休暇、育児参加休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間

○札幌市や浦安市では、LGBTフレンドリー企業の公表も行っている。

※LGBTフレンドリー企業

LGBT への理解を促進し、多様な人材の存在を前提とした環境・制度が整備されている企業